

「外記政」の成立

—都城と儀式—

橋 本 義 則

【要約】 本稿は、平安時代初期に成立した「Gei:Sei」の性格及びその成立過程の解明を直接の課題としている。従来「外記政」は、「Kan-Sei」が平安時代に入り衰退したことにより、それに代るものとして成立したと説明されてきたが、それは「外記政」の成立と外記庁に於ける公卿聴政の開始とを混同した議論である。「外記政」は、弘仁十三年外記庁に於ける公卿聴政を太政官曹司庁での聴政と区別することにより制度的に成立した。それは太政官曹司庁を朝堂院・内裏に次ぐ儀式の場として位置付ける措置に伴うものであり、嵯峨朝の儀式整備政策の一環をなしていた。「外記政」成立の史的背景（「外記政」成立に先立つ外記庁に於ける公卿聴政成立の契機）は、延暦初年には確認し得る公卿の内裏への侍候が一段と進行していた状況に求めることができる。「外記政」成立を繞る史的動向をこの様に把握することによって、平安時代初期政治史研究を新たに展開することが以後の課題として設定される。

史林 六四卷六号 一九八一年十一月

はじめに

平安時代政治史研究は、古代史の中に於いても大きな立ち遅れが認められる分野の一つである。従来の研究の関心は摂関家藤原氏を中心に繰り広げられた宮廷内部での政権抗争史にあったといえるが、戦後昭和四十五年頃より中世史研究者による中世社会形成過程の解明が進み所謂「王朝国家」論が提示されるに至り、それに応じた独自の支配機構と官僚制を解明しようとする研究が、中世史研究者は言うまでもなく古代史研究者の側からも始められることとなった。^① その中でも

注目すべきは、従来儀式・年中行事として歴史的分析の対象とされることの稀であった平安時代の儀式・年中行事を新たな政治史分析の素材とし、それらが本来担っていた政治史的意味を喪失し形式化・儀式化する過程を解明することで、平安時代政治史研究に新たな地平を拓く諸研究が発表されたことである。^②

一方、戦後組織的な発掘調査研究が進められる様になった平城宮を始めとする古代都宮についてその構造が次第に解明されるに至り、新たな知見が得られることとなった。その様な新たな考古学的知見等を基礎として更に文献史料に精緻な批判検討を加え、都城の本義を政府官人の居住地・国家経済の中樞と捉えて、宮の平面構成から当該時期の政治制度・支配機構の在り方を探ろうとする新しい政治史研究が盛行することとなった。^③

ところで、儀式は古代の政治都市たる都宮―取分け宮で行われたのであるからその構造に規定される面をもつと考えられ、従って古代の都宮間に存在する構造上の相違はそこで行われる儀式が担った政治史的意義の相違・変化を示している。^④

本稿は、先に指摘した政治史研究に関する二つの新たな潮流、即ち平安時代政治史研究の立場からする儀式の政治史的研究と、主として律令国家形成史研究からの都城制研究という二つの研究動向の結合によって、平安時代政治史―殊に不分明な点が多く研究の遅れが顕著な平安時代初期史研究への一つの緒を求めようと試みるものであり、ここでは具体的素材として「外記政」を採り上げ、その成立過程を検討することでこの課題に迫ることとしたい。

そこで次章以下に於いて具体的に検討を行うこととして、ここではそれに先立ち「外記政」に関する従来の諸説を紹介しておくこととしたいが、唯、こと「外記政」に限ってみると、従来は平安時代の政治構造を概説した論著に於いて「政」と「定」という当該時期の政務の構造的連関の中で僅かに関説されているにすぎず、専ら「外記政」を論じた研究は皆無といつてよい。

ここでは、この様な研究状況を踏まえ、代表的な論著^④に限り内容を極く簡単に要約すると、諸説には微妙な相異がある

ものの略次の諸点では共通しているといえる。即ち(一)「外記政」は「官政の略儀」であり、(二)「官政」の衰退後平安時代になって「外記政」へと移行し、(三)更に後には「官政」「外記政」の機能が「結政」で代替されたり、或いは「陣定」で代表される「定」の系列へ移った、等の点である。

ところが、これらの諸説に於いては、(一)「外記政」が如何なる点で如何様に「官政の略儀」であったのか、(二)何時・如何なる理由で「官政」が衰退し、何時・何故に「外記政」へ如何なる過程を経て移行したのか、(三)更に「政」が本来有した機能が如何に「定」の系列へと移行したのか、等の点について明解な論及がなされておらず、曖昧模糊としている。

一方、森田悌氏は、「外記政がいつ頃から行われるようになったか判然としなない」が、「九世紀初にはみられていたとしてよく」、「外記政なる名称の定着如何は別として」、「令制当初からの政務決裁方式とみてよい」、と些か先の通説とも言ふべき諸説とは異なる見解を提示しておられる。^⑤

以上先学の諸説を簡単に要約紹介したところから「外記政」に関して解明すべき約そ四つの論点が浮び上ってきたといえよう。即ち、(一)「外記政」と「官政」との関係、(二)「外記政」の成立時期とそれ以前の太政官に於ける政務との関係、(三)「外記政」成立の歴史的背景、(四)「政」と「定」の関係、等がこれである。本稿ではこれらの論点のうち(一)～(三)について検討することとし、(四)及び「外記政」「官政」の当該時期に於ける諸政務の中での位置付け等の詳細な検討は別に機会を得て行いたい。

- ① 古代史研究者の代表的著作には、佐藤宗諱『平安前期政治史序説』昭和五一、森田悌『平安初期国家の研究』昭和四五、『平安初期国家の研究Ⅱ』昭和四七・『平安時代政治史研究』昭和五三、等がある。猶、森田氏には『研究史王朝国家』昭和五五の労作があり、本書には「王朝国家に関する政治史的研究」の一章が設けられているので詳しくはこれを参照されたい。

- ② 佐藤宗諱『王朝儀式の成立過程』(註①著書、福井俊彦「受領功過

定について」『対外関係と社会経済』昭和四三、谷口昭『諸国申請雑事』『中世の権力と民衆』昭和四十、曾我良成「諸国条事定と国解慣行―王朝国家地方行政の一側面」(『日本歴史』三七八、昭和五四)、等。

- ③ 岸俊男『都城と律令国家』(岩波講座『日本歴史』二、昭和五十)、狩野久「律令国家と都市」(大系『日本国家史』一、昭和五十)、鬼頭清明『日本古代都市論序説』昭和五二、八木元「律令国家成立過程の

研究』昭和四三、村井康彦『日本の官都』昭和五三、等。

④ 吉村茂樹『平安時代の政治』(岩波講座『日本歴史』昭和八、藤木邦彦「陣定について」『歴史と文化』V、昭和三六、橋本義彦「貴

族政権の政治構造」(岩波講座『日本歴史』四、昭和五二)、等。
⑤ 森田悌「太政官制と摂政・関白」(註①『平安時代政治史研究』)。

第一章 「外記政」と「官政」

本章では、「外記政」と「官政」との相互関係を比較検討し、それによって「外記政」の性格を解明することに努めた。但し、その際便宜上平安時代に成立した公事の書等によるが、ここでは特に「外記政」とその比較対象たる「官政」とを各別に類型化している『北山抄』に主として依據し、その他の諸書をも適宜参看することとする。^①

そこで「外記政」と「官政」とを比較して注意される諸点を列挙しながら更に検討を加えることとするが、行論の都合上まず「外記政」「官政」に於ける公卿聴政そのものからみてゆきたい。^②

(一) 「外記政」「官政」両者に於ける公卿聴政は、弁官による申政(弁官申文)と外記による請印(請印)から構成される点では全く同じであり、又聴政の場合の決裁方法・所作作法等に関しても全く相違はなかったと思われる。このことは、『北山抄』が「外記政」についてのみ弁官申文・請印の儀を詳細に記述しているのに比べ、「官政」では「申文請印等儀如常」(「常」≡「外記政」と記すにすぎぬことから明らかである。但し、両者の行われる場の建築構造に規定されて儀式作法が相違するのは当然のことであり、これらについて『北山抄』が各項で詳しく記しているのは異とするに及ばない。

(二) 公卿聴政の場で採り上げられる政務の内容に関しては全く記述がみられず、この点に於いても基本的には両者に相違はなかったとみてよいであろう。^③

(三) 「外記政」「官政」の行われる日次について、前者は「朔日・四日・十六日・政始日・上卿初着日」を「式日」とし、「式日无政者次日」に行うとするのに対し、後者は「四月七月十月朔日」に行うとしている。^④



(図)参照。

卿聴政が行われたことが知られる。

式であったが、(a)と(d)は、太政官曹司庁で行わ

れる儀式の為に、それに先立ちその場を利用して日常的公卿聴政が行われたのであり (e) は (a) ~ (d) の如く太政官曹司庁に於ける儀式に伴う訳ではないが、儀式に先立ち太政官曹司庁を用いて公卿聴政が行われる点では (a) ~ (d) に準じて考えてよいと思われる)、又 (f) ~ (h) は、本来は公卿聴政を構成する一要素 (三省が太政官に政を申すという点) であったが、極めて重要な事項であった為にそれだけが特別扱いされて儀式化し、それに伴い当日の公卿聴政も儀式の行われる太政官曹司庁で行われたものである。

しかし、これらの事例をも太政官曹司庁に於ける公卿聴政という点から「官政」に准じて考えることができよう。そこで以下では、孟旬「官政」を A 型、太政曹司庁での儀式に伴う公卿聴政を B 型、更に三省政とともに行われるものを C 型と称し、これらを総じて「官政」と呼ぶこととしたい。

さて、一方「外記政」が行われるとされる「式日」に関しては必ずしも明かではないが、「外記政」が「式日」に拘わることなく休日・廃務日を除き毎日欠くことなく行われるべきであったことは諸々の史料から確かめられる。

(四) 申政剋限について。『北山抄』では「外記政」「官政」双方に相違は見出せないが、唯『拾芥抄』に「二月八月巳一点、自三至七辰三点、自九至正巳二点^{巳上}、自二月至七月辰一点、自八月至正月辰二点^{巳上}」とある記載が注目される。ここにいう「外記」及び「弁官」は各々「外記」「外記政」、「弁官」「官政」であって、両者の申政剋限があたかも相違していたかの感を与える。

ところが、『台記』の記載によると平安時代末期に於いても「官政」では「外記政」と同じ申政剋限が用いられていたことが知られ、本稿の対象とする範囲では申政剋限に關し兩者の間に差異はなかったとみてよい。

(五) 聴政終了後「外記政」及び「官政」A 型では公卿以下侍従所に就くこととなるのに対して、「官政」B 型では儀式終了後太政官内の朝所に就く点に相違が見られる。但し、後者の場合朝所に就くのは儀式終了後の宴の為であり、根本的差異がある訳ではない。唯、ここで注目すべきは『西宮記』が聴政終了後の退出作法について「外記政了自下藤起座

退出、官政了自_二上臈_一退出」と記していることで、即ち「外記政」「官政」両者の間に退出作法の点で厳格な差異が設けられていたことを示しているのである。では一体何故にこのような差異が設けられねばならなかったのであろうか。
 ここではその手掛りとして次の史料を提示したい。

〔上卿以下（註略）着東廊床子（註略）裝束畢、已一点（註略）上卿以下起座於造曹所着靴（註略）經屏西邊昇從廳後階一々着座（註略）、少納言弁外記史四人自西廳巽角壇下各立版位（註略）立定、上卿召之、五位同音稱唯、次六位同音稱唯、少納言弁隨次着座（註略）進退之儀欲居座人欲昇階人立版位二人以上三人一度揖着座登從西南一階入從母屋西第二間經床子後着座、頗異外記廳儀（・点引用者以下同ジ、取未辨昇階之間、外記率史越昇從西階入從母屋西第一間着座、次第一弁起座申云、司々之申世留政申給不微也還着、次史一々起座讀申、每二人申畢上卿与奪、弁少納言摩靴起座同音稱唯、外記□与読申之史同音稱唯、畢弁少納言外記并讀申史同共復座、申文之儀一々皆如此、先史等自起座降自西階經西廳前退出、次少納言弁各揖版退出（註略）次少納言率外記并史生入從西軒廊北戸請印如例、畢退出上卿与奪之時、少納言起座稱唯等之事頗異外記儀一

尋常政畢之後（以下略）

これは、惟宗允亮が太政官曹司庁で行われる八月十一日官中定考の儀に説明を加えるに際して引用した「西宮記」の文である。文中傍点を施した「頗異外記廳儀」「頗異外記儀」とある個所に注目したい。

まず「西宮記」本文に記された「頗異外記廳儀」とは、上卿の召に従い少納言・弁が庭中版位より太政官曹司庁の正庁の座に就く作法が外記庁での作法と相違するとの指摘で、この限りでは具体的に如何様に異っていたのか明かではないが、この点については『山槐記』の「外記政」に関する次の記述が参考となる。

（前略）次上卿宣人三百イ爪人三一日猶可尋、少納言弁同音稱唯微音、訖之後六位同音稱唯高声、次右中弁揖離列依為四位之角密下入微音召之、砌内經床子前亦イ着北床子中、置入砌之間少納言進着南床子、左少弁又同着少納言床子南方（以下略）

これによると、先の作法について右中弁が「床子前」を経て着座したとしており、このことから「西宮記」の指摘する

「頗異^ニ外記廳儀」^⑧とは、聴政の為少納言・弁が着座する時、外記庁では「床子前」を経、太政官曹司庁では「床子後」を経るのであってその経路が異っていたことを示しているのであろう。

さて次に、割註に「頗異^ニ外記儀」^⑨とあるのは、定考に先立って太政官曹司庁で行われる公卿聴政の場合には、弁官申文に上卿が与奪する時少納言・弁が共に「起座」ちて称唯するのに対し、外記庁に於ける「外記政」ではそれとは異っていることを指摘したものである。現行の『西宮記』^⑩では「外記政」の場合のこの作法について少納言・弁は共に「乍^レ居」称唯することから、先の割註は、少納言・弁の称唯作法が太政官曹司庁での「起座」に比べ外記庁の場合「乍^レ居」と相違していたことを指摘したものであると確認できる。

先に指摘した退出作法に於ける作法の相違もこれらの作法に於ける「外記政」と「官政」の相違と揆を一にすると思われ、恐らくは、このことは、太政官曹司庁では公卿に対し嚴重な礼を示し、一方外記庁では略礼が採られた、即ち作法がその場の性格に制約されたことを示しているのではなからうか。

この様に考える時留意されるのは、既にみた如く多様な類型を設定しうる「官政」がこの点に関しては同じ作法を共有していたとみられることであり、就中「官政」B型に属する定考儀式に伴う公卿聴政の場合の作法が外記庁でのそれと相違している点である。既述の如く「官政」B型とは公卿聴政そのものが儀式であったのではなく、本来日常的な政務であったが、偶々儀式の日にそれに先立ち同じ場を用いて行われたにすぎぬのであった。この様な日常的公卿聴政に於いては、その場を変えたからといって何らそこでの所作作法を変える必要はないのであり、それにも関わらず場を変えることによって作法が変えられたと考えざるを得ないのである。

以上『北山抄』の記載を主たる據として「外記政」と「官政」とを比較検討してきて知られたことは、両者の相違は儀式との関わりの有無、殊に聴政の場の相違という点に尽きるということである。

- ① 『北山抄』『西宮記』『儀式』『拾芥抄』は新訂増補故実叢書本に據り、その他特に註記したものを除き本稿で引用した史料は新訂増補国史大系本に據った。
- ② 本章に於いて特に註記を施さない記述は全て『北山抄』巻七、外記政・官政に據った。
- ③ 但し、申文の内容によって大臣に申すべき事項と大中納言に申すべき事項との区別があったことは知られる（『北山抄』巻七、申一上雑事・申大中納言雑事、『西宮記』巻七、陳申文・頭書等）。
- ④ 『西宮記』巻七、外記政・頭書等にも見えている。
- ⑤ 列見・位記召給・郡司召・定考は『北山抄』巻七の各項、積負は同書巻八、積負。
- ⑥ 『儀式』巻九、二月十日於太政官庁申三省考選目録條。
- ⑦ 『儀式』巻七、正月廿二日賜馬料條。
- ⑧ 弘仁式部式、『延喜式』巻十九式部下。
- ⑨ 三省政のうち申考選目録の條は弁官を経ず直接太政官に申すべき政務の代表であり、『延喜式』巻十一太政官・巻十二中務省・巻十八式部上・巻十九式部下・巻二十八兵部省、又馬料文・季禄文の條は官人の給与を代表するものであり（平安時代に於ける官人給与にはこれらの外に位禄・時服・要劇料等があるが、これらのうちで在京の職事官全てを対象としたのは馬料と季禄であり、他のものは性格を些か異にしていることに注意したい。詳しくは早川庄八「律令財政の構造とその変質」、『日本経済史大系』1古代、昭和四十）を参照されたい）、いずれも律令官人制を維持・運営する上で極めて重要なものである。
- ⑩ このことは、『北山抄』の著者藤原公任がこれら儀式に伴って行われる公卿聴政を「官政」に准ずるものと考えていたこと（同書巻七の項目配列の順序が外記政→結政所請印→内印→官政→列見→定考→位記召給→任郡司→積負從官參寮儀→申一上雜事→申大中納言雜事→請内印雜事→請外印雜事となっている）、更には「官政」と呼ばれることもあったこと（例えば『日本紀略』長元三年十二月廿一日条では位記召給の場合の公卿聴政を「官政」と称している）からも准じて考えることは許されよう。
- ⑪ 「式日」が特定の申文と密接な関連を有していたことは次に指摘する点から確認できる。（一）『西宮記』巻十では朔日・四日・十六日について特定の申文を掲げて説明していること（『朝野群載』巻六、太政官・官中政申詞片申文にも朔日申文については『西宮記』と出入はあるが同様の記載がある）（二）『台記』（史料纂集本）保延五年五月十七日条に「所謂十六日申文」といわれていること、等。
- ⑫ 『扶桑略記』巻廿三裡書、延喜元年五月廿五日丙午条に「此十箇日許公卿不參、又外記左右辨史等皆依疾病不參、仍无外記政、往古近來未見有此例云々」、又『類聚符宣抄』第六、勅行外記政事、安和二年二月廿八日宣旨に引く安和元年十一月七日太政大臣奏狀に「召問外記勘申云、今年正月以後九月以前有政之事、或月只三四日或月僅七八日、古來未見有如此之例」、大少有限之務延期累月、内外請印之文滿闕如此」とみえ、更に又『本朝世紀』の休日等の記載も注目される（山田英雄「律令官人の休日」、『続律令国家と貴族社会』昭和五三）参照。
- ⑬ 『北山抄』の「外記政」申政廻限は『延喜式』巻十一太政官に規定する弁官申政廻限に一致している。猶『延喜式』が弁官申政廻限として一般的な規定を行っているところからみても「外記政」「官政」ともこの点については同一であったとみてよいであろう。
- ⑭ 『拾芥抄』中「末」申政廻限部第一、九申政廻限。
- ⑮ 『台記別記』（増補史料大成本）久安三年四月一日条、等。
- ⑯ 『西宮記』巻七、政了退出條。
- ⑰ 『政事要略』巻廿二年中行事、廿二、八月上、定官中考。

⑬ 『山槐記』(増補史料大成) 長寛二年三月廿九日条。

⑭ 『西宮記』巻七、外記政。猶『北山抄』巻七、外記政にも同様の記述がみえる。

⑮ まず「官政」B型間で同一の作法を分ちもっていたことは、『西宮記』巻三、十一日列見「申文(中略)上卿毎_ニ申_レ了_ニ云_ニ縦_ニ與_ニ之_ニ、少納言辨起_ニ稱_ニ唯_ニ(註以下略)

(中略)請印了退出、史生申_ニ印了由_ニ、上卿云_ニ給_ニ、と記す点が本文に少納言起_ニ座稱唯_ニ異_ニ外記儀也_ニ

第二章 外記庁・「外記政」の成立

第一節 太政官候庁の成立と太政官曹司庁

前章では「外記政」と「官政」との関係について検討を加え、両者の相違は聴政の場―外記庁と太政曹司庁の性格の相違にあったことが明らかになったと思う。そこで本章では、まずこの様な聴政の場の性格の相違が既に平安時代初期にはみられたことを、当該期の平安宮に存在した太政官に關係する官衙の性格を明かにすることによって確認し、その際「外記政」の成立時期及びその理由をもあわせ検討することとしたい。

さて、初期の平安宮に存在したことの確認できる太政官關係官衙で、史料上に頻出するのは太政官候庁と太政官曹司庁である(表一参照)。

まず太政官候庁について検討を加えることとしたい。太政官候庁とは次に述べる諸点から外記候庁と呼ばれた官衙と同じものを指していることは明らかである。即ち、第一に、太政官候庁は「公卿」が「常政」を聴く場であり、一方外記候庁での公卿聴政も「旧儀」と呼ばれていたこと^①。第二に、いずれも「太政官」或いは外記が何らかの対象に候する庁であったこと、等の諸点である。

で触れた定考の場合に対応することから知られる。又A型・B型間でも共通の作法をもっていたことは、『台記別記』久安三年四月一日条にこの日永く絶えていた四孟旬「官政」を一上たる左大臣藤原頼長が復興した際の模様を「申文之儀一同列見(註略)今日无_ニ一失_ニ」と記していることから推測される(藤原頼長による朝儀復興に関しては橋本義彦『藤原頼長』昭和三九、参照)。

「外記政」の成立（橋本）

〈表 I〉

	日 付	官 衙 名	記 事 内 容	典 拠
藤原宮	(大宝元. 6. 癸卯 和銅 2. 4. 壬午)	太政官 弁官序	内舍人列見 新羅使饗宴	)
平城宮	神亀 3. 2. 乙巳 天平13. 3. 辛丑 天平宝字元. 7. 庚戌 ◇ 元. 7. 戊午 ◇ 2. 9. 28 ◇ 2. 11. 辛卯 宝亀元. 7. 癸未 ◇ 2. 11. 癸卯 ◇ 3. 12. 乙亥 ◇ 8. 3. 戊辰 ◇ 8. 4. 甲午 (◇ 8. 5. 己巳 天応元. 11. 丁卯)	官 太政官(庭) (太政官院(庭) 弁官曹司) 太政官坊 外記所 乾政官院 曹司《太政官曹司カ》 太政官院 弁官曹司(南門) 大納言藤原魚名曹司 太政官内裏之庁 太政官 太政官院	諸選人引唱 怪(難波宮) 橘奈良麻呂乱連坐者を勘問 (宣命中の語、庚戌条太政官院の言い換え) 考唱不参者を召す 大嘗 (太政官奏中の語句) 大嘗 怪 行幸 怪 仲麻呂の乱以降内裏に置きし官印の太政官への復置 大嘗	『大日本古文書』4 卷323頁)
長岡宮	延暦 4. 8. 乙酉 ◇ 5. 7. 丙午 ◇ 7. 6. 丙戌 ◇ 8. 9. 戊午 ◇ 12. 12. 乙巳朔 ? . 7. 22 ? . 10. 23 ?	太政官院(垣) 太政官院 官曹 太政官曹司 太政官曹 作官曹司所 造大臣曹司所 大臣曹司作所	太寮宅守築垣により従五位下を受く 築造完成 聴事(平城宮の「官曹」たることについては第二章参照) 征東將軍らを勘問 怪 ? 史生等飯請求文書 ?	『紀略』 『長岡』20 ◇ 84 ◇ 212
平安宮	大同 4. 3. 己巳 ◇ 5. 8. 己卯 弘仁 3. 12. 15 弘仁 5. 5. 庚戌 ◇ 5. ? . ? ◇ 7. 2. 甲子 ◇ 12. 11. 4 ◇ 13. 4. 27 ◇ 14. 7. 23 天長 2. 2. 己丑 ◇ 8. 5. 2 ◇ 9. 5. 甲午 承和 3. 5. 庚戌 ◇ 6. 10. 1	弁官序(弁官南門) 太政官 外記曹司 太政官府 官曹司 弁官曹司 外記曹司 太政官候庁 弁官序 (右大臣外曹司町 大納言休息局) 造曹司所 太政官序事 弁官惠(東カ)庁 太政官庁	第二章参照 修業師法 召使上日は散位寮より番名を外記曹司に申し給う 怪 天皇遷御により3月5日宮内省にて列見 禁中修造により遷御 外記曹司に无き正親司なる皇親籍等一部を官析とす 第二章参照 定 右大臣外曹司町北方公地に大納言休息局を造る 太政官史生1人散す 郡 怪 聴政	『紀略』 『符宣』 『紀略』 『西』3 『紀略』 『符宣』 『符宣』 『西』5 『紀略』 『符宣』 『紀略』 『西』6 裏

平	承和 7. 8. 9	太政官庁	右大臣源卿初伝着庁	『西』3 裏
	◇ 9. 7. 15	弁官庁	定	『政事要略』
	◇ 9. 10. 癸酉	外記庁(大納言座)	怪	巻27
	◇ 9. 10. 7	弁官	定	『西』4
	◇ 11. 9. 庚申	外記曹司庁	怪	
	◇ 15. 4. 1	官庁	聴政	『西』6 裏
	仁寿元. 2. 11	太政官	列	『西』3 裏
	◇ 3. 10. 乙未	太政官庁	怪	
	◇ 4. 11. 15	外記庁	解射	『符宣』
	斉衡 3. 4. 辛丑朔	弁官庁	怪	
	◇ 3. 8. 丁丑	太政官庁	怪	
	天安 2. 7. 丙戌	太政官庁(版位)	怪	
	◇ 2. 10. 己丑	太政官曹司庁	公卿就かず(戊子朔日蝕、「官政」A型?)	
	◇ 2. 12. 庚子	外記候庁	聴政	
	貞観元. 4. 庚子	太政官曹司庁	位	
	◇ 元. 5. 乙丑	太政官曹司庁	郡	
	◇ 2. 2. 壬辰	太政官曹司庁	列	
	◇ 2. 4. 辛卯	外記候庁	怪	
	◇ 2. 5. 乙亥	太政官曹司庁	郡	
	◇ 3. 4. 己未	太政官曹司庁	位	
	◇ 3. 5. 壬寅	太政官曹司庁	郡	
	◇ 4. 4. 癸丑	太政官曹司庁	位	
	◇ 4. 5. 丁亥	太政官曹司庁	郡	
	◇ 4. 8. 丁未	太政官曹司庁	小定考	
	◇ 5. 4. 丁未	太政官曹司庁	位	
	◇ 5. 5. 庚午	太政官曹司庁	郡	
	◇ 6. 4. 辛未	太政官曹司庁	位	
	◇ 7. 4. 乙丑	太政官曹司庁	位	
	◇ 7. 5. 乙未	太政官曹司庁	郡	
	◇ 7. 8. 乙丑	太政官曹司庁	} 第二章参照	
	◇ 7. 8. 己丑	太政官曹司庁		
	◇ 7. 9. 丁亥	太政官		
安	◇ 7. 10. 己酉朔	庁事		
	◇ 7. 10. 丁卯	太政官庁事		
	◇ 7. 11. 辛巳	{太政官 外記候處(一本局)		
	◇ 8. 4. 己丑	太政官曹司庁	位	
	◇ 8. 4. 乙未	弁官	有載大秋	
	◇ 8. 4. 14	外記(肝廊=西廊)	転倒により読経	
	◇ 8. 4. 己亥	太政官候庁(南廊)	三日を限り転読開始	
	◇ 8. 5. 丙寅	太政官曹司庁	郡	
	◇ 8. 9. 甲子	太政官曹司庁	応天門の変に際し文武百官を会し宣制	『兵範記』 仁安2. 7. 10条
	◇ 9. 2. 辛巳	太政官曹司庁	列	
宮	◇ 9. 4. 甲申	太政官曹司庁	位	
	◇ 9. 5. 癸亥	太政官曹司庁	郡	

「外記政」の成立（橋本）

平	貞観 9. 10. 辛巳	太政官候庁(版)	怪	『西』 2
	◇ 10. 2. 乙亥	太政官曹司庁	列	
	◇ 12. 2. 己丑	太政大臣内裏直廬	太政大臣朝服を脱却	
	◇ 13. 正. 29	官庁	除目下名	
	◇ 13. 6. 壬辰	太政官候庁	怪	
	◇ 13. 6. 乙未	太政官候庁	怪	
	◇ 13. 7. 癸亥	太政官候庁	怪	
	◇ 14. 3. 丁丑	太政大臣禁中直廬	2月25日より出でて私第に在り（愚咳逆）	
	◇ 14. 4. 庚子朔	太政大臣禁中直廬	これより先禁中直廬にて病発す	
	◇ 15. 4. 辛亥	太政官曹司庁	位	
	◇ 15. 10. 庚子	太政官(弁官庁事)	怪	
	◇ 15. 11. 甲子	{太政官候庁 太政官曹司庁}	}第二章参照	
	◇ 17. 4. 庚辰	太政官曹司庁	郡	
	◇ 17. 6. 乙卯	太政官曹司庁(南門)	怪	
	◇ 17. 8. 11	庁(版位, 朝所)	定	
	◇ 17. 8. 12	東庁	小定考	
	◇ 17. 10. 辛酉	太政官候庁	怪	
	◇ 18. 11. 庚辰	太政官曹司東庁	怪	
安	元慶元. 4. 己亥	太政官曹司庁	郡	『西』 5 『西』 5
	◇ 2. 4. 庚辰	太政官曹司庁	位	
	◇ 2. 5. 壬寅	太政官曹司庁	郡	
	◇ 3. 4. 甲戌	太政官	位	
	◇ 4. 4. 戊戌	太政官曹司庁	位	
	◇ 4. 12. 戊戌	太政官候庁 (=外記庁)	聴政	
	◇ 5. 正. 庚戌朔	太政官候庁	茵畳を撤却し, 椅子床子を施し常に復す	
	◇ 5. 2. 己丑	太政官曹司庁	列	
	◇ 5. 2. 己亥	太政大臣直廬 (=職院)	弁大夫をして始て庶政を白さしむ	
	◇ 5. 4. 壬辰	太政官曹司庁	位	
	◇ 5. 7. 己巳	太政官曹司庁(版位)	怪	
	◇ 5. 12. 壬午	太政官曹司庁	怪	
	◇ 6. 4. 丁亥	太政官曹司庁	位	
	◇ 6. 8. 戊辰	右大臣曹司	日本紀覽宴	
	◇ 7. 4. 辛亥	太政官曹司庁	位	
	◇ 8. 4. 乙巳	太政官曹司庁	位	
	◇ 8. 6. 甲午	官庁	(宣命中の語句)	
	◇ 8. 6. 乙亥	太政官候庁	左大臣聴政	
宮	◇ 8. 6. 己酉	太政官曹司庁	郡	『西』 11裏 = モ見ユ)
	仁和元. 4. 己巳	太政官曹司庁	位	
	◇ 2. 2. 辛酉	太政官曹司庁	列	
	◇ 2. 4. 丙辰	参議左大弁藤原山蔭 弁官曹司	怪	
	◇ 2. 4. 甲子	太政官曹司庁	位	
	◇ 2. 5. 甲午	太政官曹司庁	郡	

平安宮	仁和 2. 12. 壬申	外記候庁	罪人位記を毀つ	
	〳 3. 2. 乙卯	太政官曹司庁	列	
	〳 3. 4. 戊辰	太政官曹司庁	位	
	〳 3. 6. 戊辰	太政官曹司庁	郡	

註：記事内容欄の略号は、怪＝怪異記事，列＝列見，位＝成選位記召給，郡＝郡司召，定＝官中定考。典拠欄の略号は、『紀略』＝『日本紀略』、『西』＝『西宮記』（『西』3 裏は卷三裏書を表わす），『符宣』＝『類聚符宣抄』，『長岡』＝長岡京出土本簡釈文一覽表（『長岡京』15号）。猶典拠欄空欄は『統日本紀』以降の五国史に拠る。

〈表 II〉

儀式名	典 拠	儀式の場	儀式名	典 拠	儀式の場
列見	弘仁式部式・諸司長上成選人列見太政官 『儀式』卷9二月十一日列見成選主典已上儀 『延喜式』卷19式部下・十一日諸司長上成選人列見太政官 〳 卷21雅楽寮 〳 卷30大藏省 『西宮記』卷3十一日列見 『北山抄』卷7列見事	弁官庁 弁官 太政官 太政官曹司庁 太政官曹司庁	馬料文	弘仁式部式・諸司進馬料文并給 『儀式』卷9正月廿二日賜馬料儀 『延喜式』卷19式部下・諸司進馬料文并給	{(朝 堂) (朝 堂) 曹司庁 (朝 堂)}
			季禄文	弘仁式部式・諸司進禄文并給 『儀式』卷9二月十日春夏季禄条 『延喜式』卷12中務省 〳 卷19式部下・諸司進禄文并給	{(朝 堂) 庁 (朝 堂) (朝 堂) {(朝 堂) 曹司庁}
			考選目録	弘仁式部式・考選目録申太政官 『儀式』卷9二月十日於太政官庁申三省考選目録儀 『延喜式』卷19式部下・二月十日考選目録申太政官	(朝 堂 ?) 太政官庁 (朝 堂 ?)
			註：「儀式の場」欄（ ）を附したものは儀式内容より推定したもの。		
位記	『統日本紀』神亀5年2月丁未条 弘仁式部式・授成選位記 『儀式』卷9四月十五日授成選位記儀 『延喜式』卷11太政官 〳 卷18式部上 〳 卷19式部下・十五日授成選位記 〳 卷38掃部寮 『西宮記』卷3位記召給 『北山抄』卷7位記召給	庁(朝堂)官 官曹司庁 {朝 堂 曹司庁 (朝 堂) 官 太政官庁 官 曹司庁			
郡司召	弘仁式部式・叙任諸国郡司大少領 『儀式』卷9太政官曹司庁叙任郡領儀 『延喜式』卷11太政官 〳 卷18式部上 〳 卷19式部下・叙任諸国郡司大少領 『西宮記』卷3 『北山抄』卷7任郡司	? 太政官曹司庁 太政官(朝 堂) ? (太政官曹司庁) (太政官曹司庁)			

この様に太政官候庁とは、(一)公卿が太政官の「尋常政」を聴く場であったとともに、(二)外記にとっては「本局」とも呼ばれる、外記の直侍・候すべき場でもあったことが知られ、(三)更に宮内では内裏東辺「帝宮建春門東」に位置していたことが注意される。

ところで、太政官候庁の性格、即ち「太政官」＝外記が直侍・候する対象及びその理由は何処にあったのであろうか。このことを考えるには次の事例が参考となる。

貞観七（八六五）年、清和天皇が東宮から内裏へ遷御する為に一時太政官曹司庁へ移御したことにより、以後暫くの間公卿達は中務省庁事で「尋常政」を聴くこととなり、それにともない少納言・外記の「候処」が遷御当日中務省へと移直し、その後天皇が太政官曹司庁より内裏へ遷御すると同時に外記は「本局」へと帰還している。この遷御にともなう外記「候処」の移直について『日本三代実録』編纂者は「取_レ於近_ニ御在所_ニ」る為であると説明を加えている。このことは、本来公卿による聴政の場・外記の「候処」は天皇の宮内での移動とは一応関りなく常に一定であることが可能であるにも関わらず、『日本三代実録』編纂者はこれらを天皇の宮内での移動と関係付けて説明していることを示している。

この編纂者の考え方が当時の事実乃至はそれに基づく認識を正確に反映しているとすれば、右の事例から次の諸点を確認しうる。第一に、太政官候庁成立の契機が推測できることであり、少納言・外記が天皇の御在所（内裏）に近く直すべき必要から、彼らの直侍すべき場が内裏に近い位置に太政官候庁として成立したこと。そして第二に、このことは外記が候する対象が天皇（内裏）であったことも示している。第三に公卿聴政が内裏近くに成立した太政官候庁を選んで行わざるを得ない事情が生じたこと、即ち公卿が天皇（内裏）と極めて緊密な関係を日常的にもつに至ったことを示唆している。この様に太政官候庁の成立及びそこでの公卿聴政の成立を把えてよいとすれば、次には右の諸点についてより具体的な検討が必要とされるが、これらについては第三章で改めてやや異った観点から考えることとして、ここではその前提として太政官候庁成立時期の問題に触れておきたい。この点についてはまず次に掲げる史料に注目したい。

太政官候廳政、此廳在帝宮建春門東、大臣已下聽尋常政之處也、始置之後積代破損、命木工寮加修理、先是、大臣已下於太政官曹司廳視事、今日始就候廳、公卿會飲五位已上並侍、終日酣飲極歡而止、以厨家及大藏省錢給預席者各有差、

これは、貞觀十五年太政官候庁の修理が完了し聴政の場が太政官曹司庁より太政官候庁へと戻ったことを述べたもので、太政官候庁が修理に及んだ理由について「始置之後積代破損」したことをあげていることが注意される。「始置」の時期を直ちに特定することはできないが、「積代」とあることから清和天皇以前であることは間違いない、或いは平安宮遷都後一定の時間を置いて新たに「始置」されたものと考えてよいのではなからうか^⑧。

次に太政官候庁に関して最も時期の遡る史料についてみておくこととしたい。

五位外記不起座

右大臣宣、辨官於太政官候廳申政之時、處分已訖共可稱唯者五位已上不_レ得_二更立_一、但特被指問及有所申者不_レ在此限、其外記并史帶五位者亦同焉

弘仁十三年四月廿七日

大外記坂上忌寸今継^奉

これは単に太政官候庁の初見史料であるばかりではなく、「外記政」の成立に関しても極めて重要な史料である。「處分已訖共可稱唯者五位已上不_レ得_二更立_一」とある個所に注目したい。これは、第一章で指摘した外記庁に於ける「外記政」で上卿が弁官申文に与奪_二処分する時、弁・少納言は「乍居_二不_レ得_二更立_一（不起座）_一」称唯することとされていたのと全く同一の作法を規定したものである。即ち弘仁十三（八二二）年に弁官申文の際の称唯作法について、太政官候庁に於いては従来とは異なる作法が採用されることになったのである。そして恐らくこのことは、太政官候庁での公卿聴政が従来とは異なるものとして位置付けられたこと、即ち「外記政」として独自に制度的に成立したことを示しているのではなからうか。

唯ここで留意しなければならぬのは、この時から太政官候庁での公卿聴政が開始されたのではないと思われることで、

恐らくはすでにこの時以前太政官候庁での聴政がはじめられていたのであって、この弘仁十三年宣旨による措置は、太政官候庁での聴政を他の場（恐らくは太政官曹司庁）に於ける聴政と作法の上で区別し略儀として位置付けるべくとられたものであろう。

それではこのことは如何なる意味をもつのであろうか。この点について述べる前に、今一つ史料にしばしばあらわれる太政官関係の官衙である太政官曹司庁の性格を解明しておくこととしたい。

太政官曹司庁に関しては約その官衙としての構造を知ることができる。(一)南門を開いていること⑪から所謂院の構造をとり周囲に築地等が繞っていたこと、(二)太政官曹司庁には「東庁」なる建物の存在が知られ、このことから太政官曹司庁内部には西庁等の存在も想定され、その詳細な配置・建物数は確められないが、少なくとも複数の建物が院内部に配置されていたこと、(三)「弁官庁事」なる弁官に関わる建物も太政官に包摂されて存在したこと、等が指摘できる。

ところが時代を遡ってみると『日本後紀』⑫には次の様な記事がある。

縁修_ニ宮殿、欲_ニ暫御_ニ於辨官廳、而役夫一人自_ニ辨官南門_ニ墜死、仍停焉、

これによれば、(一)初期の平安宮には「辨官廳」と呼ばれる弁官に関する官衙が存在し、(二)「辨官廳」が太政官曹司庁と同様に院構造をもっていたことも「辨官南門」の存在から知りうる。(三)更にこの「辨官廳」には複数の建物が存在していたことも確認される。

ここで当然問題となるのはこの「辨官廳」と先にみた太政官曹司庁とが如何なる関係にあったのかということである。

この両者の関係については次に述べる点から考えて同一の官衙であったと考えられる。それは、二月十一日に行われる列見の儀式の場について、『延喜式』はある個所では弁官としながら、別の個所では太政官として⑬こと、又同じ列見の場を後の公事の書等⑭はいずれも太政官曹司庁と記していること（表Ⅱ）参照、更には実際貞観年間以後列見は太政官曹司庁で行われていたこと（表Ⅰ）参照、等によるのである。

それでは何故に太政官曹司庁が、「辨官廳」という広義の太政官を構成する一部局である弁官の称を以て呼ばれることとなったのであろうか。恐らく二つの事情を考慮することによってこのことは説明しうるのではなかろうか。

第一には、平安宮に於ける太政官曹司庁成立の歴史的事情に由来すると考えられる。詳論は控かえるが、平城宮では二つ存在した太政官関係の官衙が、長岡宮或いは平安宮に於いて太政官曹司庁に一本化され、しかもその際宮内に於ける位置が平城宮での弁官曹司を踏襲したことによったと考えられるからである。

第二には、太政官曹司庁が「辨官廳」と呼ばれるにふさわしい事態、即ち太政官の公卿及び少納言・外記が太政官曹司庁から次第におおざかり、そこが主として弁官執務の場となっていたことによると考えられること。このことは、当然太政官候庁の成立及びそこに於ける公卿聽政の開始と表裏の関係にある。

さて後者については、すでに触れた貞観七年の清和天皇太政官遷御に於ける弁官の動向から確認できる。即ち天皇の遷御に先立ち左右弁官が太政官から宮内省へと移直している事実がそれであり、このことから太政官曹司庁に日常的に直し執務していたのは弁官であったことが知られよう。

ところで、太政官曹司庁については、弁官が日常の執務の場としていたことの外に、列見・郡司召・位記召給・定考という儀式の場として使用されていたこと（表Ⅱ参照）、更にはすでに日常的な公卿聽政の場としての機能を停止していたことも知られる。

以上初期平安宮に於ける太政官関係の官衙について検討を加えてきた。そこから明らかとなったことは、(一)太政官曹司庁は既に日常的な公卿聽政の場たる機能を停止し、弁官だけが日常的に執務する所となり、儀式の場ともなっていたこと、(二)このことに応じ外記直侍の場として成立した太政官候庁が日常的公卿聽政の場として機能していたことである。

最後に先に留保しておいた問題、即ち弘仁十三年宣旨の意味について述べておきたい。

既述の如く弘仁十三年宣旨は制度的に「外記政」が成立したことを意味しているとみてよいが、それでは何故に公卿聽

政に際してとられる称唯作法を区別する必要があったのか。太政官候庁と称唯作法の上で区別されより厳格な作法の勵行を要求されたのが太政官曹司庁に於いてであったことが間違いないとすれば、太政官候庁と太政官曹司庁をこの様な点で区別する必要があったのは両者の場としての性格に於いてであり、即ち太政官曹司庁を儀式の場、太政官候庁を日常的公卿聴政の場として位置付けることを明らかにしたものが弘仁十三年宣旨ということになろう。弘仁十三年といえは嵯峨天皇による儀式整備が一応完成する時点であり、太政官曹司庁・太政官候庁のこの様な位置付けはこのことに伴う措置であったのではあるまいか。

① 『日本三代実録』天安二年十二月十三日・貞観十三年六月十七日・元慶四年十二月十九日の各条。

② 『日本三代実録』貞観十三年六月十七日・七月十一日の各条。

③ 『日本三代実録』貞観十五年十一月三日条。このことから太政官候庁が第一章で触れた「外記政」の場である外記庁に相当することが知られる（図）参照。猶、ここでは更に外記庁には西門があり、内裏の建春門に向かって門が開かれていたことに注意しておきたい（外記庁の構造・位置についてはさしあたり裏松光世『大内裏図考証』巻第二十一を参照されたい）。

④ 『日本三代実録』貞観七年八月十二日・十七日・廿一日・九月九日・十月朔・十九日・十一月四日の各条。

⑤ 『日本三代実録』貞観七年八月廿一日条。

⑥ 時期的には下るが、外記が天皇の移動にともない直侍の場を移すべきだとの考えがあったこと、更に実際に移置した事実を示す興味深い事例が知られる。史料の所在だけを指摘しておけば、『小右記』（大日本古記録本）長和三年二月十三日条、『本朝世紀』仁平元年十一月九日条である。

⑦ 『日本三代実録』貞観十五年十一月三日条。

⑧ ところがこの様に考えるには次に掲げる二つの史料が一応障害となる。

A、『百鍊抄』安貞元年四月廿二日条、

（前略）未尅有火、土御門二町邊也、東風頻吹、火延及大内、承久回祿之後僅新立之殿舎皆・檜皮・敷・漆屋・皆以爲・灰燼・外記廳雖免・餘焰・結政・南所已燒了、遷都以後未燒之所也（以下略）

B、『続後拾遺和歌集』中原師光作歌

外記庁の結政座に古宮のはしらのいまにのこれるをまつりことについてに見てよめる

中原師光朝臣

いにしへの　　ならのみやこの宮柱　　このかたなしに　　なほのこるかな

A・Bいずれも結政所（弁官たちが「外記政」に諮るべき事項をそれに先立って整理する結政に従う場で、外記庁と西廊で結ばれていた）が平安遷都と同時に設けられたこと、或いは平城宮の柱を部材として用いたことを述べ、あたかも結政所（更には外記庁）が平安遷都と同時に又は平城宮の時代から存在していたかの感を与えるが、果してそうであろうか。いずれも時代の下る史料である上に、『続後拾遺和歌

集』は嘉暦元(一二二六)年の成立、いずれもその時点に於いてはその建物が結政所として利用されていたことは確かであろうが、遷都当初より結政所として建てられ用いられていたとは述べていない。又結政所の成立時期についての説明は極めて困難であるが、註②で述べる如く外記庁の成立におくれ、或いは貞観年間を下るのではあるまいか。

⑨ 『類聚符宣抄』第六、外記職掌。猶、新訂増補国史大系本校訂者は「辨官於太政官候聴申政之時」と訓しているが、本文の如くに改めた。

⑩ 本宣旨で新たな称唯作法の实行を命ぜられた「五位已上」が少納言・弁の総称であることは、但書に「其外記并史帯五位者亦同」とあることから明かであろう。猶、養老令官位令によれば、太政官を構成する官人で五位已上を帯するものは、議政官を除くと少納言と弁だけであり、この点は以後も法制的には変更はない。

⑪ 『日本三代実録』貞観十九年六月四日条。

⑫ 『日本三代実録』貞観十八年十一月七日条。

⑬ 『日本三代実録』貞観十五年十月九日条。

⑭ 『日本後紀』大同四年三月已巳条。

⑮ 『統日本後紀』承和三年五月庚戌条。

⑯ 『延喜式』卷十九式部下。

⑰ 『延喜式』卷廿一雅楽寮及び卷卅大藏省。

⑱ 『西宮記』卷三、十一日列見、『北山抄』卷七、列見事、等。

⑲ この点については煩瑣な論証は省略し要点だけを述べておくこととしたい(以下の諸点については「表一」参照のこと)。

(一) 先ず平城宮に於ける太政官関係の官衙としては、①朝堂院の庁(太政官庁と弁官庁) ②太政官院(太政官曹司) ③弁官曹司を想定しうる。これらのうちで問題となるのは②③の関係である。『統日本紀』天平宝字元年七月庚戌条は橘奈良麻呂の乱に連坐した者達の勘問に関する記事を書載しているが、これは恐らく勘問日記の様な乱とは異なる年代の資料に基づく記事と思われるから、この記事の中で明確に区別されている太政官院と弁官曹司は各々別の官衙であったと考えられる。とすればここで注目されるのは、平城宮跡第38・40次発掘調査で第二次内裏東方に検出された埴輪基壇建物を中心とし周囲に築地を繞らせた院構造をとる遺構群(奈良国立文化財研究所年報「一九六七(昭和四二)・一九六八(昭和四三)」で、太政官に比定或いは想定されている(佐藤興治「平城京と平城宮」『都城』昭和五二)、等)。その位置が平安宮での外記庁にほぼ合致することが注意される。(猶この遺構群の場合は南面築地に正門と考えられる門を開いているが、外記庁では西門が正門に当たっている(註③参照)。このことは、外記庁が本来外記の候処であり内裏を意識して設置されたのに対し、この遺構群は一応内裏を意識せず独立した太政官の曹司としての性格をもっていたことになる。) この遺構群はその官衙遺構の特殊性からみて(佐藤興治前掲論文) ②の太政官院にあたるのではなからうか。一方③の弁官曹司が「的門近辺に位置していたことが知られ(『統日本紀』宝龜三年十二月乙亥条、今、的門の位置を平安宮との関連で東面南門と考えると、平安宮での太政官曹司庁に相当する位置に比定することが可能となる)。この様に②③の関係を考えてよいとすれば、まず注目されるのは朝堂院に於ける太政官庁と弁官庁の位置関係と②③のそれとがきわめて類似していることである。朝堂の座の配置と宮内での曹司の位置関係についてはすでに岸俊男「朝堂の初歩的考察」『橿原考古学研究所論集創立三十五周年記念(昭和五十)』が注目され、特に弁官庁の位置が律令制太政官の成立過程を反映するものと示唆しておられる。しかし、先に指摘した様に②③の並存、更には②③相互の位置関係が朝堂院

での太政官庁・弁官庁の關係に類似しているとなると、奈良時代に於てもなお太政官と弁官が各々独立の様相をもっていたこととなる。

(一) 平安宮については、本文で述べた様に、当初のプランでは①朝堂院の太政官庁（昌福堂・弁官庁（曜章堂）②太政官曹司庁が存在した。後、③太政官候庁が②から分離独立して成立した。即ち、当初平安宮では平城宮に於ける②太政官院と③弁官曹司とを統合した太政官曹司庁だけが太政官の曹司として存在したのであり、しかも先にみた如くその位置が平城宮での③弁官曹司を踏襲した為に太政官曹司庁を弁官庁等と弁官の称を冠して呼ばれることともなったのであろう。

(二) それでは、平城宮と平安宮の間の宮である長岡宮は如何様であったのだろうか。長岡宮については太政官院（太政官曹司）が知られるだけであるが、注目すべきは、延暦五年太政官院の完成により「百官始就朝座」『続日本紀』延暦五年七月丙午条）いたことである。このことから、太政官院が朝堂院よりも後に完成して

いること、太政官院の完成は百官が朝堂の座について祝うほど慶賀すべきことであったことが知られ、長岡宮太政官院は平城宮のそれとは異った性格をもっていたのではなからうか。或いは(二)でみた平安宮に於ける太政官院と弁官曹司の統合が長岡宮の段階で達成されていたのではなからうか。

②③ 『日本三代実録』貞観七年八月十二日条。

② このことは、後の如く弁官が結政を日常的に行う場としての結政所が未だ確立（或いは更に更に成立）していなかったことを意味しているのではなからうか。因に、『左経記』（増補史料大成本）等によれば、弁官は常に「外記政」の為結政所につき、「官政」のある日に限り太政官曹司庁の官結政の座についていることが知られる。

②④ 註①各条参照。

②⑤ 弘仁式編纂の頃より朝堂と並び太政官曹司庁が儀式の場として位置付けられたことは〈表Ⅱ〉を参照のこと。

②⑥ 弘仁式は弘仁十一年奏進、「内裏式」は弘仁十二年制定である。

第二節 「外記政」の系譜

「外記政」はそれ以前の公卿聴政と如何なる關係にあるのであろうか、これがここでの検討課題である。

奈良時代に於ける公卿聴政については、関連史料が極めて乏しく断片的な事実を以って推測を重ねざるを得ないが、まず次の史料に注目したい。

古記云、大外記於太政官廳申事之時、列於辨官大史及諸省丞等上、又辨官史等列諸省丞等上、但爲考選所率之日列於式部之下、（以下略）

大宝令の註釈書古記は一応天平十（七三八）年頃の成立と措定されているから、この古記の文は天平十年頃の事実を述べ

ているものとみてよからう。既にこの史料については森田悌氏が注目され、「令文にみる限り外記が政を太政官に申すことはありえない」が、この古記の文は「外記が政を申すことが古記の段階ではみられていたことを示している」とされ、更に進んで「恐らくはこれは天平十年段階の古記成立期だけでなく、大宝令施行以来のこと」とされている^③。

しかし、森田氏の理解は次に掲げる『延喜式』^④の規定から考えて明らかに誤りである。即ち、

凡上廳申政時者、外記立於辨官史^⑤上、八省丞亦立^⑥史下、但因^⑦考選事被率日者、立式部下、

とあるこの条は、「廳」に上って太政官（公卿）に政を申す場合の外記・史・八省丞等の列立次第を規定したもので、考選事に因って式部省官人が政を申す場合は、外記にその旨を触れた後、「廳」で弁官申政に先立って式部省が直接太政官に考選事の政を申すことによって、その列次が式部省丞―外記となり、一方それ以外の場合は、八省が弁官に率いられ八省等の政を太政官に申すことから列次が外記―弁官史―八省丞となる、との内容であると解される。恐らく森田氏の誤解は、この様な『延喜式』の規定と同内容の古記の文について、「太政官廳」で「申事」す主体（「申事」の主語）を文頭の大外記であると解された為に生じたのであらう。

以上の様にこの史料を考えてよいなら、天平十年頃には「太政官廳」―朝堂院の太政官の庁に於いて、後の「外記政」^⑦「官政」に於ける弁官申文・三省政と同様の方式で公卿聴政が行われることになっていたと推測される。

奈良時代の公卿聴政について考える時、更に次に掲げる史料^⑧が重要である。

中納言從三位兼兵部卿皇后宮左京大夫大和守石川朝臣名足薨、（中略）宝龜初任兵部大輔遷民部大輔授從四位下出爲大率大貳居二年徵入歷左右大弁尋爲參議兼右京大夫、名足耳目所涉多記於心、加以利口割斷無滯、然性頗偏急好詰人之過、官人申政或不合旨、即對其人極口而罵、因此諸司候官曹者值名足聽事多踟躕而避、延暦初授從三位拜中納言（以下略）

この石川名足薨伝では傍点を施した個所に注目したい。この個所の記述は、第一に記事の文脈から考えて、又第二には、名足が天応元（七八二）年頃右大弁となり、次いで同年五月に参議を兼ね、のち延暦四（七八五）年参議を帯したままで左大

弁となり、更に同年十一月には中納言となつて参議・右大弁の官を離れていることから、一応天応元年から延暦四年末頃迄の期間の事実、即ち平城宮最末期^⑬の状況を伝えていると考えられる。

これによると、名足が参議・左右大弁を兼帯していた時諸司官人の申す政を平城宮の「官曹」で聴いたことになる。名足がいずれの官の職掌によつて聴政したのか決し難いが、参議の職掌により聴政したのであれば、土田直鎮氏の指摘される参議の性格^⑭からみて参議名足が単独で聴政したとは考え難く、中納言以上の他の公卿とともに聴政したと考えなければならぬ。とすれば、参議たる名足が「官曹」に候した諸司「官人申_レ政或不_レ合_レ旨、即對_二其人_一極_レ口而厲」していることは、この時期、参議が公卿聴政に形式的に参与するに止つたのではなく、参議にも一定の権限が与えられていたことを示しているよう。

或いは又名足の「聴_レ事」が大弁としての職務によつたと解する可能性もあろうし、いずれを採るかにより聴政の場合たる「官曹」の比定、更にはその性格の理解に大きな影響を与えることとなるが、ここでは、少なくとも太政官に於ける聴政或いは執務が朝堂ではなく曹司に於いて行われることが常態となつていたことは確認できる。^⑮

長岡宮については関連史料を見出せなかったが、初期の平安宮に於ける公卿聴政に関しては次の二つの史料^⑯が注目される。

朔及旬日朝座政應_レ申_二中納言_一事

右大臣宣、身不堪_レ上_二於朝座_一、曰已廢_レ政於_レ理不_レ穩、宜_レ件日之政申_二中納言_一莫_レ闕_二常例_一、者

弘仁四年正月廿八日

少外記船連湊守 奉

左大臣宣、朝座申_レ政之日須_二五位外記_一率_二五位官史_一、而令_二六位外記_一引_二五位官史_一是不_レ便也、自_レ今以後朝座申_レ政之時、五位外記宜_レ率_二五位之史_一、其大外記坂上忌寸今繼亦須_レ當_二旬日之朝座_一了_レ政以後乃就教授_二

天長三年三月十一日

少外記嶋田朝臣清田 奉

これらによれば、(一)「朝座政」は月の朔及び旬日に行われ、(二)原則として大臣が聴政すべきであり、(三)弁官申文の時外記が官史を引率する作法についても厳格さが要求されていること等から、この朔及び旬日に行われる「朝座政」は日常的な公卿聴政ではなく儀式的性格を強く帯びていたことが知られる。この後「朝座政」は年中行事として「着朝座事」に定着するのであるが、右に掲げた弘仁四年宣旨の日付が正月廿八日であることに注目すると、弘仁年間には二月についても朔及び旬日に朝堂の座で聴政が行われていたと思われる、後の「着朝座事」とはこの点で些か相違していたとみられる。

以上、「外記政」の系譜を辿って平安時代初期迄の公卿聴政に関する諸史料を検討してきた。そこに於いては、(一)周知のことではあるが、官人執務の場合次第に朝堂から曹司へと移行していったことが太政官に就いて確認されたこと、(二)それにもない朝堂での公卿聴政は月の朔及び旬日に限られ次第に儀式化してゆき「朝座政」として行われることとなったこと、等が明らかとなった。

そこで最後に「朝座政」が第一章でみた「官政」A型へと移行したことを推測させる史料についてみておきたい。

承和六年十月一日、依例_レ着朝座、而依着院濕停止、仍右大臣以下於太政官廳_レ聴政云々(以下略)

承和十五年四月一日、須着朝座、而雨後未_レ乾、仍左右大臣・大中納言・參議等就_レ官廳_レ聴政也_{孟月}(以下略)

これらは、本来四月・十月一日(四孟旬)には「例」によって公卿等は朝堂の座に着き聴政すべきであるが、雨後朝庭が「未_レ乾」「濕」である為「太政官廳」(太政官曹司庁)で聴政した事実を述べたもので、先にみた「朝座政」が「官政」A型へと移行したことを推測させる。「官政」A型に於いて公卿聴政そのものが儀式化されていたのは、「朝座政」の性格を受け継いだ為であると考えられる。

猶、「朝座政」「官政」A型については更に朝政・旬政・告朔等との関係にも検討を加え総合的にその変遷と意義を解明する必要を感じるが、本稿が直接課題とする所から外れるので省略に従うこととしたい。

- ① 『令集解』卷二職員令太政官条。
- ② 岸俊男「班田図と条里制」（『日本古代籍帳の研究』昭和四八）。
- ③ 森田佛「日本古代官司制度史序説」第二、弁官について、三、外記との関係、昭和四二。猶、森田氏は更に「弁官に由らない大事（臨時大事・考選任官等…引用者）を外記が申した」とされるが、この点についても賛同しかねる。即ち氏が論拠とされた令義解が成立した頃の政務的方式（『延喜式』卷十一太政官）から考えて、弁官に由らぬ大事は外記が申すのではなく、諸司・諸国が外記にその旨触れた後直接に太政官に申すことになっていたのである。
- ④ 『延喜式』卷十八式部上。猶、同一の規定が卷四十一彈正台にもある。
- ⑤ 以上の理解は『延喜式』卷十一太政官にみえる公卿聴政に関する諸規定による。
- ⑥ 古記の文の「申事」の主語を太外記とみる必要は全くない。何故なら、この古記の文自体が外記の職掌について説明を加えているものであり、その為本来「列」の主語であるべき太外記の語が文頭へ置かれたと考えられるからである。
- ⑦ 古記のいう「太政官廳」とは朝堂院にある太政官庁のことと考えられる。というのは、古記は「令集解」卷卅六公式令陳意見条で「其密封進者於太政官曹司」案量」とある如く「太政官曹司」の語を用いており、これは古記が養老令雜令庁上及曹司座者条の庁（朝堂）と曹司との対比を念頭に置いて使い分けたものとみられるからである。猶、大宝令雜令当該条の復原及び本条の理解については岸俊男、第二章第一節註⑩論文参照。
- ⑧ 『統日本紀』延暦七年六月丙戌条。
- ⑨ 『統日本紀』天応元年二月丙午条によればこの時右大弁は太伴家持で、同年五月乙丑条には石川名足が右大弁とみえており、二月丙午から五月乙丑迄の間に右大弁に任ぜられたこととなる。
- ⑩ 『統日本紀』天応元年五月乙丑条。
- ⑪ 『統日本紀』延暦四年七月乙亥条。
- ⑫ 『統日本紀』延暦四年十一月丁巳条。
- ⑬ 猶、『統日本紀』延暦三年十二月己巳条によればこの日石川名足は従三位に昇っているから、蔽密には問題の個所の年代を延暦三年十二月以前と限定できよう。
- ⑭ 長岡遷都は延暦三年十一月頃より始められたと考えられ（『統日本紀』延暦三年十一月戊申条）、一方長岡宮太政官院は延暦五年七月に至りようやく完成した（『統日本紀』延暦五年七月丙午条）ことから、たとえ延暦四年十二月迄の事実を述べたものとしても、実際は平城宮に関する記述と考えるのが穏当であろう。
- ⑮ 土田直鎮「上卿について」（『日本古代史論集』下巻、昭和三七）。
- ⑯ 『類聚符宣抄』第六、外記職掌の延喜七年七月十七日宣旨に「太政官先式」として「凡庶弊申太政官、若大臣不在者申中納言以上、其事重者臨時奏裁、自余准例處分」とあるのは弘仁太政官式逸文虎尾俊哉「式逸々」（『史学雑誌』六〇—一二、昭和二六）であり、同内容の規定は『延喜式』卷十一太政官にもみえている。
- ⑰ 第二章第一節註⑩参照。
- ⑱ 官人執政の場合朝堂より曹司へと次第に移行したことはすでに周知のことであるが、このことを具体的に示す史料を掲げて太政官ばかりでなく他の官司に於いてもかかる事態が進行していたことを確めておきたい。
- A 『統日本紀』宝龜五年四月己卯条
勅曰、（中略）軍告天下諸國不論男女老少一起坐行步威令念三
編摩詞殺若波羅蜜、其文武百官向朝廷曹遣次之上及公務之除常必
念誦（以下略）
- B 『日本後紀』延暦十五年七月乙巳条

「繼體曆文武之任居端右之重」(右大臣引用者、時在曹司、時就朝位、謙恭自守政迹不聞、雖無才識得免世譏也)

Aは末期平城宮段階で「朝」「曹司」で公務が並び行われていたことを、Bは藤原維綱が「文武之任」を歴任し右大臣に登った間にその職務を果たす為に曹司或いは朝堂についたことを意味している。猶、AとBで朝堂と曹司の記載順序が逆転していることも注目される。

①⑨ 『類聚符宣抄』第六、外記職掌。

②⑩ 『類聚符宣抄』第六、少納言職掌に収める大同二年三月廿二日の「壁書」に「右二官(少納言・外記引用者、大臣着朝座日、必可着座)」とあるのは、大臣が朝堂の座に着き聴政することが特別の事であったことを示しているよう。

②⑪ この様な性格をもつ「朝座政」とは『儀式』巻九朝堂儀、『延喜式』卷十八式部上、『日本三代実録』元慶八年五月廿九日条所引貞観式部

第三章 外記庁・「外記政」成立の背景

本章では、外記庁成立の契機となった外記「直侍」の理由及び外記庁での公卿による聴政成立の背景の二点について、前章で触れた点を踏まえ少しく観点を変えて検討したい。

まず外記庁成立の背景について考える時、次に掲げる史料が重要である。

應御所記録庶事外記内記共預一事

右、被_レ右大臣宣_レ傳、依_レ令、外記掌_レ勘詔奏_レ及檢_レ出稽失_レ、内記掌_レ造詔勅及御所記録_レ、據_レ此而所_レ掌稍異、舉_レ綱而論事合_レ相通、何者内裏行事大臣所_レ預、至_レ有_レ稽失_レ誰能檢出、若御所錄_レ事外記共預、則内裏儀式豈致_レ違失_レ、自_レ今以後御所儀例外記同錄以備_レ顧問、如不_レ遵奉_レ彼此有_レ違預_レ事之人解_レ却見任_レ、事緣_レ勅語_レ不_レ得_レ疎漏_レ者、今錄_レ宣旨_レ立爲_レ恒例_レ」

式にみえる朝堂に於ける大臣執政のことを指していると思われる。

②⑫ 諸種の有職書間に若干の出入りはあるが、三月より十月迄を対象期間としている点で共通している(『年中行事御障子文』、『九条年中行事』、『小野宮年中行事』、『西宮記』、『政事要略』、『北山抄』、等)。

②⑬ 升官申政期限で二月が特別扱いされる様になるのが貞観六年からで『類聚符宣抄』巻六、外記職掌、貞観六年正月廿九日宣旨。猶、のち貞観式(『九条年中行事』申政事)・『延喜式』卷十一太政官(定着)それ以前は特別扱いされてはいなかった(『類聚符宣抄』巻六、外記職掌、承和三年四月廿七日宣旨)ことから、貞観年間より二月の「朝座政」が止められるに至ったとも考えられる。この点に関連して『儀式』第九の項目配列に於ける朝堂儀の記載位置が注意される。即ち、挙行月日順に配列された儀式の中で二月廿二日の賜季禄儀と三月一日於鼓吹司試生等儀の間に記載されているのである。

②⑭ 『西宮記』卷六裏書。

弘仁六年正月廿三日

忝議從三位行左大弁兼脩前守秋篠朝臣安人^奉

この宣旨は、嵯峨天皇の勅語により、外記の職掌が内記と「所_レ掌稍異」るが「舉_レ綱而論事合_二相通_一」きことから、以後外記が内記とともに「御所記録庶事」を記録し顧問に備えることとしたもので、結論を先に言えば、この宣旨による外記職掌の拡大が外記庁成立の法的契機となったと考えられる。

ところでこの宣旨にも引く令によれば、内記の職掌が詔勅を「造」ることにあるのに対し、外記は詔奏を「勘」うるにすぎず、又両者は天皇側と太政官側とに各々立場を根本的に異にするのであり、単に「所_レ掌稍異」るが「舉_レ綱而論事合_二相通_一」きものではありえない。^④この宣旨による限り、「内裏行事」は大臣の預るところであり、だからこそ外記が内記の職掌に渉り顧問に備えればよいとしているが、そうする必然性は必ずしもないのである。即ち、内記の記録するところを大臣が知れば事足り、或いは又内記の員数を増せばよいのであって、ことさら外記に令に規定されていない職掌を負わせる必要はないのである。

それでは何故に外記が内記と同一の職掌を果たすに至ったのであろうか。ここでは次の諸点に注目したい。

(一) 延暦二年に於ける外記相当位階の上昇措置^⑤で、この措置を述べる太政官謹奏は外記相当位階上昇の理由として「職務繁多_レ途念劇、詔勅格令自_レ此而出」ることをあげている。しかし、延暦二年という特定の時点で何故に外記の職掌がそれ以前に比べ「繁多」「念劇」となったのかにわかに明かにすることができない。唯、この措置が「詔勅格令」外記より皆発せられることを理由とされた様に、外記（外記の職掌）が重視されてきたことが、弘仁六年宣旨への一つの前提となったと考えることができるのではなからうか。

(二) 大同年間に行われた内記局の規模縮小措置、即ち大同元年中内記二員が廃止され、内記が六員より四員に減員されたことである。^⑦このことから、内記が従来果たしていた職掌の一部を外記が果たすことで内記の減員を補おうとしたのが弘仁六年宣旨の措置であったと考えることもできる。

ところが、右に掲げた二点をもつてしても弘仁六年の時点で何故に外記職掌拡大の措置がとられねばならなかったのか、十分納得のゆく説明はつかない。

(三) そこで再び弘仁六年宣旨そのものについて考えてみると、大臣が内裏儀式に預り外記が大臣の顧問に備える点とある点⑧が注意される。

内裏儀式に大臣が預るといふのは、山中裕氏によって指摘されている嵯峨天皇による年中行事の新設・復活・充実とも関ると考えられるが、ここでそれ以上に注目されるのは次の二点である。

第一に、大臣が内裏儀式に預るとは、のち内弁と呼ばれる紫宸殿を中心とする内裏に於ける儀式の諸事を承明門内に於いて弁理する大臣の役割を意味していると思われることである。このことは、従来内裏に於ける儀式に大臣が内弁として関与することはなかったが、嵯峨天皇により内裏儀式が整備（量的増大と質的充実）されたことにより、新たに大臣が内弁として諸事を弁理するに至ったことを示しており、それにより外記が内弁たる大臣の顧問に備える為に内裏儀式に関ることとなったのであろう。

第二には、従来朝堂院で行われていた儀式の一部が内裏へと移行した⑨ことで、これは第一の点とも深く関るが、外記が本来朝堂院での儀式に於いて果たしていた役割をその場を移すことにより内裏でも行うこととなったと考えられる。

この様にして外記が内裏と関わりをもつに至ったことが外記庁成立の直接的原因であったと考える。

次に今一つの課題である公卿による外記庁での聴政成立の契機について検討する訳であるが、ここでは従来あまり注目されることのなかった太政官の上日という問題を素材としてこの課題について考えることとしたい。

『延喜式』卷十一太政官の規定によると、毎月晦日「太政官」が参議以上の上日を録し翌月一日少納言がこれを天皇に進奏、一方又参議以上の上日及び少納言の上日を録して弁官に送り、弁官はそれをもとに更に弁官五位以上の上日を加えて太政官符を作成、二日式部省に下すこととなっている。参議以上の上日を録し弁官に送る主体たる「太政官」が外記を

意味することは文脈からみて明らかであるから、参議以上の公卿及び少納言の上日を把握していたのは外記であり、弁官が全く関与していなかったことが確められる。^⑬

一方又『延喜式』卷十八式部上には、式部省へ送下される参議以上及び少納言の上日に「内裏上日」の通計を認めるとの規定がある。この「内裏上日」とは如何なる上日であつたのであろうか。又「内裏上日」通計が認められたのは如何なる事情によつたのであろうか。この二点を明らかにする為にはまず上日とは如何なるものなのかを検討しておかねばならない。ところが、律令官人が上日を給される条件については令条に明確な規定がなされている訳ではなく、又実態的にもこのことを物語る史料はないといつてもよいのではなからうか。^⑭ 唯、五位以上の官人に関しては些か手掛りがある。

『延喜式』^⑮には次の様な内容をもつ規定がなされている。即ち、京官五位以上の官人は一部の官司に属するものを除いて朝堂に座をもち、朝堂の座に着くべき月には毎日朝参してまず朝堂の座に着き後曹司に赴いて執務する、一方、朝堂に座をもたぬ京官五位以上は朝堂に座をもつ官人が朝堂の座に着くべき月には朔日毎に式部省にて「點」を受ける、朝堂の座に着くを停める月には京官五位以上朝堂に座をもつと否とに関わらず皆各自所属官司にて「受點」を行うとしている。

この規定から推して、朝座を有する官人については朝座に着くべき月には式部省が朝堂で「受點」を行っていたのではないかと考えられ、この様にして式部省によつて把握された上日が「朝座上日」と呼ばれたことは、毎月二日に諸司から式部省に送られる五位以上官人の「上日」と比較対校する式部省側の資料が「朝・座・上・日・及・巡・點・集・會・請・假・等・簡」であつたこと^⑯からみて間違いない。

以上のことから、朝堂に座をもつ京官五位以上官人に限つていえば「朝座上日」とは朝参すべき日毎に記録され式部省によつて把握されていた上日であり、他方「上日」とは所属官司が朝座・曹司に於ける執務によつて把握していた上日であると考えられる。

さて、この様な「朝座上日」及び「上日」は太政官を構成していた五位以上の官人についても勿論適用されていたので

あるが、これに變質をもたらすこととなったのが延暦十一年宣旨であつた。¹³⁾

五位已上上日事

右、右大臣宣、太政官所、送五位已上上日、自今以後宣通計内裏上日勿獨點朝座上日而已

延暦十一年十月廿七日

即日面召式部大丞藤原友人一宣告了、

これは、毎月式部省へ送付される太政官の五位以上（参議以上及び少納言）の上日について、今後は「朝座上日」のみを点するのではなく、「内裏上日」を通計することを認めた宣旨で、與に附せられた文言から、その旨即日式部省官人を召して宣告されたのである。

まず、ここに言う「内裏上日」とは、

去大同元年十月廿九日上宣旨、参議已上不_レ着廳坐_二雖侍_一内裏莫_レ給上日_一者、而頃年之間漏_二此宣旨_一依_二去延暦十一年十月廿七日宣旨_一、通計内裏上日_一行之、今被_二大納言正三位清原卿宣旨_一、見_二大同元年宣旨_一有理遵行、自今以後須_二就行事_一侍候内裏_一隨以行之、唯無_二行事_一者依_二大同宣旨_一行之

天長九年三月廿一日

大外記嶋田朝臣清田_奉

とある天長九（八三二）年宣旨¹⁴⁾により、内裏に侍候することで給せられる上日であつたことが知られる。即ち、従来の「朝座上日」「上日」とは異なり、朝堂或いは曹司に於ける執務を条件として給されるのではなく、全く新しい内容をもつ上日であつたとみられる。

次に、延暦十一年宣旨によれば、「内裏上日」の通計対象が「朝座上日」であることが注目される。先に述べた『延喜式』の規定では朝堂に座をもつ官人は本来朝堂の座に着き後曹司に赴き執務すべきであつたことから、当然「朝座上日」と「上日」とは基本的には一致すべきであり、故に諸司から報告される五位以上の上日と比較される式部省側の資料が

「朝座上日」の簡を中心としたものであったのである。ところが、この宣旨では「内裏上日」を「朝座上日」に通計することを認めているのであるから、太政官五位以上官人については上日は「内裏上日」と「朝座上日」「上日」との合計でよいこととなり、そこには「内裏上日」が「朝座上日」「上日」にとってかわりつつあった情況があらわれている。即ちこのことは、太政官五位以上官人が朝堂或いは曹司に着き聴政することが稀になってきたことを示している。

さて、延暦十一年以後の「内裏上日」を繞る動向を史料上に追ってみることにしよう。

先に掲げた天長九年宣旨が引用する大同元（八〇六）年上宣によって、参議以上については「聴坐」に着くことなく直ちに内裏に侍候した場合には「上日」は給さない、即ち「上日」を給するにはまず前提条件として「聴坐」に着くことが要求されることとなった。この上宣により「内裏上日」は実質を喪ったといえるが、しかしこの上宣は適用されずこの後も延暦十一年宣旨により無条件に「内裏上日」が給され続けてきた。ところが、天長九年に至り大同元年上宣が見直されて先に掲げた天長九年宣旨が出され、これより後「内裏上日」を給う条件は「行事」によって内裏に侍候する場合に限定されることとなった。

この様な一連の「内裏上日」を繞る動向は給付条件を制限しようとするもので、取分け大同元年上宣は、延暦十一年内裏侍候だけを条件とした上日が認められて後一層参議以上が「聴坐」に着くことが稀となり、その一方で「行事」がないにも関わらず内裏への侍候が日常化していたことへの対応措置としてとられた厳格なものであった。しかし、大同元年上宣を「有理遵行」せんとして出された天長九年宣旨は、「行事」による場合には「聴坐」に着くことを要しないという妥協的なものであり、又大同元年以降のある時点より天長九年に至る迄大同元年上宣が適用されていなかったことからみて、「内裏上日」給付条件を制限しようとする動きも決して「内裏上日」そのものを否定しようとするのではなく、「内裏上日」を認めた上で公卿聴政の勵行を意図したものであったとみてよいのではあるまいか。いずれにしても、この様な公卿の内裏侍候の日常化が外記庁に於ける聴政、更には「外記政」の成立へとつながる歴史的背景をなすものであったと考えられる。

① 『類聚符宣抄』第六、外記職掌。

弘仁七年四月十七日に「太政官史生已上就務廳」出「入自殿階下」
 『類聚符宣抄』第六、外記職掌』されたのは、この外記職掌拡大に
 じた措置ではなからうか。猶、この弘仁七年の措置は『延喜式』卷十
 一太政官に定着している。

③ 養老令職員令太政官条及び中務省条。

④ 内記と外記の「名称の類似」とはうらはらに互いにかなり異なった存
 在であったことについては、憲弘道統・中務省に関する一考察―律令
 官制の研究(二)―『学習院大学文学部研究年報』二、昭和五一)参照。

⑤ 『類聚三代格』卷五、延暦二年五月十一日太政官議奏「統日本紀」
 延暦二年五月丁亥条。

⑥ 日本思想大系「律令」昭和五一、職員令「補注」(青木和夫氏執筆)

日付	人名	官名	帯位	外記在職中の帯位変動	典拠
和銅4・10・10	伊吉子人	大外記	正七下		『令集解』卷七僧尼令
養老3・壬7・丁卯	白猪広成	大外記	從六上		『大日古』1―五九六
天平6・4・6	壬生宇太麻呂	少外記	正七上		『大日古』15―一三〇
天保11・壬辰	大倭水守	大外記	從六下		『大日古』15―二四
天平宝字4・4・15	高丘比良麻呂	大外記	正六下		
5・正・25	田口大立	任少外記	外從五下	↓從五下(神護景雲元・9・辛亥)	
5・2・18	池原禾守	大外記	外從五下	↓從四下(天平宝字8・9・己巳)↓卒	
7・正・壬子	伊吉益麻呂	任大外記	外從五下	↓授從五下(延暦四・正・己巳)	
8・正・乙未	高丘比良麻呂	任大外記	外從五下	↓授從五下(延暦四・正・己巳)	
宝龜3・4・庚午	内藏全成	任大外記	外從五下		
3・11・丁丑朔	堅部人主	任大外記	外從五下		
7・3・癸巳	羽栗翼	大外記	外從五下		
8・正・戊寅	池原禾守	任大外記	從五下		
延暦元・壬正・庚子	朝原道永	任大外記	外從五下		

註：官名欄には任官記事、以外は在任記事。典拠欄空欄は全て『統日本紀』14―一〇は『大日本古書』
 14卷四一〇頁を表わす。

は、「外記は(中略)詔書については内記の作成した草案(註略)も
 検討する訳であり、やがて「職務繁多」を理由として大外記・少外記
 はそれぞれ大内記・中内記と同じ官位相当に昇格」したとされるが、
 すでに指摘されている如く次第に詔書・勅旨・宣命が余り用いられな
 くなりその用途も限定されてくる(榊木謙周「宣命に関する一考察」
 漢文詔勅との関係を中心に)『統日本紀研究』二一〇、昭和五五)こ
 とから考えると、果して外記が「詔書については内記の作成した草案
 も検討する」ことから「職務繁多」となったと考えてよい疑問が残
 る。ところで今注目されるのは、延暦二年の相当位階上昇措置を通り
 すでに奈良時代五位の外記が登場し、実態として外記の官位が上昇し
 ていた事実である。試みに延暦二年までの外記補任状況を表にすれば、
 次の如くなる。

表にも明かな如く、和銅（七〇八）七二五・養老（七一七）七二四・天平（七二七）七四九・年間、即ち八世紀前半頃には大外記の官位はほぼ官位令に規定されていた相当位階（正七位上）に対応しており、決して五位を超える大外記は現れていない。ところが、天平宝字（七五七）七六五・年間に降、特に高丘比良麻呂が藤原仲麻呂の乱で重要な役割を果たしてのち『統日本紀』天平宝字八年九月壬子条に藤原仲麻呂が「爲都督使、掌兵自衛、准據諸國試兵之法」、管内兵士毎國廿人、五日爲番集、都督衙簡聞武藝、奏聞畢後、私益其數、用太政官印而行下之。大外記高丘比良麻呂懼禍及己、密奏其事」した。この後外記の行う太政官印請印が重視されるに至ることは、『統日本紀』宝龜八年五月己巳条に「自寶字八年乱以來、太政官印收於内裏、毎日請進、至是復置太政官」とあることからわかる。とあり、又神護景雲二年六月庚子条に載せる高丘比良麻呂卒伝ではこのことを「告仲滿奕」と表現している、大外記任官者の帯びる位階が五位ラインを突破していることが注目される（五位ラインの重要性については、竹内理三「律令官位制に於ける階級性」『律令制と貴族政權』第一部、昭和三三）、関晃「律令貴族論」『岩波講座「日本歴史」三、昭和五一』参照。このことは、藤原仲麻呂の乱で果した外記職掌（勅詔奏）及び太政官印請印の重要性が認識されるに至って以後、事實上その位階が上昇されたことを示している。但し、この様に考えても何故に延暦二年という特定の時点に外記の官位上昇措置がとられたのか不明である。後考を期したい。

⑦ 『日本後紀』大同元年七月壬子条。猶、この『日本後紀』と同じ措置を伝えていると思われる『類聚三代格』卷五大同元年七月廿一日太政官符は中内記二員の廃止には触れず、それに伴って行われた措置（少内記相当位階を正八位上より廃止された中内記相当位階正七位下にする）及び大小内記の定員は旧来のままとすること）を記すのみ

である。この措置からみて中内記廃止は実質的には少内記の廃止に相当すると思われるが、このことを以て直ちに内記局の縮小とみなすことはできないとの疑いを生む恐れがある。それは『日本後紀』大同元年七月庚申条に内記史生四員を設置するとの記事の存在である。これは明かに中内記廃止の代替措置と思われるが、史生の設置によっても従来内記局が果していた機能を十全に行いえたかは疑問である。何故なら内記の職掌を史生が代替することは不可能だからである（従老令職員令太政官条に史生の通則的職掌を「掌繕寫公文・行詔宣文案」と規定しており、詔勅を「造」ることを職掌とする内記の代役を務めることは不可能と考えざるをえない）。このことを傍証するかの如く『日本後紀』大同四年三月己未条は内記史生の二員減員記事を載せている。一方、この内記局縮小措置は従来内記が果していた附随的職務を削減することもあり『類聚三代格』卷十七、大同元年八月二日太政官詔奏、一面では内記の職掌を令条通りに限定し、令制殿守の姿勢を示したともいうるが、果してそうであろうか。一般に平城朝に行われた政策は嵯峨朝以降に改変されたものが多いのに対し、この措置は以後も改変されずに定着している。とすればこの措置は決して平城朝の特殊な事情のみに基くのではなく、律令制機構の中で内記の機能が低下していたことを示しているのではなからうか。ここではこのことを考える上で重要と思われる二、三の点を以下に指摘しておくに止めたい。第一には、太政官への政務の集中（早川庄八「制について」『古代史論叢』中巻、昭和五三、等）と関連すると思われる、詔勅から奉勅官符へという天皇の勅命伝達手続きの変化に伴ない、次第に詔勅宣命が特定の用途へと限定されること（橋本註⑥論文。第二には、第一のことも関するが、文章道の重視によって詔勅宣命作成者として文章博士等が登場してくること。

⑧ 山中裕「嵯峨天皇と年中行事」（『平安人物志』昭和四九）『平安

朝の年中行事』昭和四七、等。

⑨ 一例として任官儀式の場の変遷を表に作ると次の様になる。

典 拠		儀式の場
『統日本紀』慶雲二年四月辛未条	朝堂院	朝堂院
◇ 神護景雲二年十月癸未条	朝堂院?	朝堂院?
弘仁式部式・任官	式部省	式部省
『内裏式』下巻任官式	内裏	内裏
『儀式』巻八内裏任官儀	内裏	内裏
『延喜式』巻二太政官	朝内裏	朝内裏
◇ 卷九式部下・任官	太政官庁	太政官庁
	外記候庁	外記候庁
	式部省	式部省

表に明かな如く、任官儀式の場は式部省で行う場合を除き朝堂院→内裏へと移行した、とみてよい。今問題となるのは弘仁式部式が儀式の場を「門」としている点で、この「門」が何処の門であるのかということである。ところで早川庄八氏（『八世紀の任官関係文書と任官儀について』史学雑誌九〇一六、昭和五六）はこの「門」を朝堂院南門の応天門或いは会昌門と考えておられる。ところが、早川氏がその推定の根拠とされた「弘仁式編纂のころまでは、朝儀一般が大極殿ないし朝堂院において行なわれたとみてよい」との点は自明のことといえるのであろうか。即ち朝儀一般という表現についてはさておき、果して弘仁式編纂のころ朝儀一般が朝堂院で行われていたのであろうか。問題の書ではあるが、弘仁式（弘仁十一年奏進と相前後して嵯峨朝に編纂された『内裏式』（弘仁十二年制定）では任官儀式が内裏での儀として規定されていることからみて、弘仁式部式の規定する儀式の場を示す「門」を内裏の門とも考えうるのではないだろうか。又弘仁式が単に「門」と記すのは、「事見」儀式」とある如く「儀式」の詳細な規

定を前提としたものである為に行われた省略とみることも可能であり、更に『統日本紀』の記事を以って弘仁式部式を考えるのは如何がであらう。本稿ではこの「門」を内裏の門→承明門と考えておきたい。

⑩ 山田英雄「律令官人の休日」（『統律令国家と貴族社会』昭和五三）が本稿で使用する史料を扱っておられるが、その取扱いは些か相違している（註⑩参照）。

⑪ 九条家本『延喜式』龍頭に加えられた標目に「弘貞延」とあり、又『小野年中行事』正月朔日太政官進参議已上日事、等に引用されている当該弘仁太政官式逸文から考えて、弘仁式には『延喜式』と同様の規定がなされていたことが知られる。

⑫ 「太政官」の語の用例については鈴木茂男「宣旨考」（『統日本古代史論集』下巻、昭和四七）・早川庄八「律令太政官制の成立」（『同書上巻、昭和四七』、参照。猶、『延喜式』には「太政官」が外記を指している明確な用例がある。それは、巻十八式部上では式部省よりの「四季徴免課役帳」提出先を外記・左弁官とするのに対し、巻卅八兵部省では兵部省よりの同帳提出先を太政官・右弁官としていることである。この点については、公卿以下が仮を請う仮文の提出先が外記であった事実（『類聚符宣抄』第六、外記職掌、天長八年五月九日宣旨、『朝野群載』巻廿一、凶事、『西宮記』巻十二、服仮類仮文様、『北山抄』巻四、請假事、等）からも確認できる。

⑬ 令条には考課・選叙及び禄支給の条件としての上日に関わる規定はあるが（養老令考課令内外初位条・同選叙令職事官患解条・同禄令給季禄条・同令兵衛条、等）、如何なる条件を満たせば上日一日が与えられるのかは知られない。

⑭ 上日の実態に関する問題点については山田英雄「奈良時代における上日と禄」（『人文科学研究』二二、昭和三七参照）。

⑮ 『延喜式』巻十一太政官、巻十八式部上、巻四十一彈正台。

①7 『延喜式』卷十九式部下・諸司送五位以上々日及び弘仁式部式・諸司送五位以上々日。

①8 『類聚符宣抄』第十、五位已上朝参上日。

①9 『類聚符宣抄』第十、五位已上朝参上日。

②0 山田英雄氏（註⑩論文）はこの延暦十一年宣旨を解し、「大内裏より内裏へと政治の中心が移るのが平安期の特色で」、「それを上日の上

おわりに

これまで三章にわたり「外記政」の成立を繞って検討を行ってきた。まずそこに於いて明かとなったことを簡潔に整理しておきたい。

(一) 「外記政」は、弘仁十三年太政官候庁に於ける公卿聴政を太政官曹司庁でのものと区別することによって制度的に成立した。それは、嵯峨朝の儀式整備の一環として太政官曹司庁を朝堂院・内裏に次ぐ儀式の場と位置付けたことに伴う措置であったと考えられる。

(二) この様な太政官候庁に於ける「外記政」成立の前提として、当然その場たる太政官候庁の成立・太政官候庁での公卿聴政の開始を考慮しなければならない。これらの点については、嵯峨朝の儀式整備に伴って外記が内裏儀式に関与することとなり、その為の外記直侍の場を内裏近辺に求め太政官曹司庁から分離独立し太政官候庁が成立したこと、次いで公卿の日常的な内裏侍候の事態が進行したことを承けて、太政官候庁を公卿聴政の場として利用することとなった為と思われる。本稿では「外記政」成立の時期とその意義の検討を主たる目的とした為、その背景にある根本的原因たる公卿の内裏侍候及び嵯峨朝に於ける儀式整備の実態、そしてその歴史的意義については全く検討を加えることができなかった。本稿を終えるに当り右の点に触れて今後の課題を設定しておきたい。

においても証拠」だてるものとして、「五位以上の官人の政務が朝座以外に内裏においても行われ、又内裏に上る日が多く、朝座につかなくなつたためにとられた処置であらう」とされる。しかし一つには単に「五位以上の官人」とされる点、今一つは彼らによる政務が「朝座以外に内裏においても行われ」るようになったとされる点、この二点に於いて従い難い。

第一は、公卿の内裏侍候、とりわけ「無行事」内裏侍候の問題である。奈良時代より平安時代初期に至る諸史料から、内裏での肆宴・年中行事に公卿をはじめとして侍従・侍臣・五位已上の官人等が預っている事実が知られるが、仮に平安時代初期にこれらが量的に拡大したとしてもそのことが「無行事」内裏侍候へ直接結びつくとは考え難く、些か異った観点から検討を行う必要がある。その時注目したいことは、(一)天皇側近に侍し奉仕する侍従の員数が、令条以外に新たに次侍従・出居侍従が追加されることによって増大していること、(二)令条に規定された侍臣概念が実態として多様な用法があるものの拡大されてゆくこと、即ち、天皇をとりまく公的並びに私的な側近集団が数的には勿論のこと官人の階層の上でも極めて拡大していること。又、(三)、(四)とも深い関りをもつと思われるが、宣旨中の異例とされ平安時代初期に集中的にあらわれる殿上宣の存在も注目され、更に四陣座の成立とその使用例等についても検討が加えられねばなるまい。

第二は、第一の論点とも密接に関る嵯峨朝に於ける儀式整備の問題である。山中裕氏に代表される様に、従来は年中行事の歴史の上で嵯峨朝を大きな画期と認め、新たな行事の創設・行事の充実がはかられたと考えられてきた。確かにそういう側面もありそれ自体重要な歴史的意義を担っていたと考えられるが、果して嵯峨朝の儀式整備が単なる量的拡大・充実に止まるものであったのだろうか。早川庄八氏は任官儀に検討を加えられ(第三章註⑨論文)、そこに於ける儀式の構造的变化から貴族制に関わる極めて重大な結論を下しておられる。早川説の当否はさておき、この様な儀式そのものの構造変化の分析から儀式を繞る諸問題を検討することも方法的には今後試られねばなるまい。又既に本論でも触れておいたが、嵯峨朝の儀式整備は朝堂院(最も国家的儀式の場)・紫宸殿を中心とした内裏・太政官曹司庁(朝堂院・内裏に次ぐ儀式の場)を構造的に密接な連関の下で儀式の場として位置付け直したと考えられることも注目しておかねばならない。このこととも関り従来から注目されてきた朝堂院と内裏の分離(特に長岡宮の都城制史上の位置)の意味付けも儀式の場の問題としてとらえることが必要と思われ、取分け平安宮朝堂院に於ける大極殿南面回廊の撤去と龍尾壇の成立が儀式に与えた影響について詳しく検討しなければなるまい。

これら二つの課題は互いに深く関連し合う平安時代初期政治史・政治構造解明の為の重要な論点であるが、全ては後考に委ねることとしたい。

（第二章第一節註⑩への補記）

従来平城宮東面南門相当宮城門（但し周知の如く平城宮では東院部分が北↖東へ張り出していることから実際は南面東門の東北に南面して位置する）は平安宮の郁芳門に相当する門とされてきたが（佐藤興治第二章第一節註⑩論文等）、近年この門の発掘が行われ、そこよ

り出土した木簡からこの門が小子門であると考えられるに至った（『平城宮木簡三』解説、昭和五六）。このことから弁官曹司の位置の比定が一層困難となり平安宮太政官曹司庁と同位置であったとした点再考を要するが、太政官院と弁官曹司が平城宮では並存していたと考えた点については基本的には変更の必要は認められない。（校正に際して）

（京都大学大学院生

The Geographical Conception of Siberians

by

Shinji Saito

This article points out that geographical knowledges of natives in Siberia made certain contribution in the course of drawing modern maps for this district.

The geographical knowledges which they are said to have originally had, contains primitive cosmological aspects or spatial recognition. It is thought that such aspects are also very significant in the history of cartography or geography.

The research is made into the geographical conception of Siberians, following the ethnological study about Siberia. One character is found common in cosmological aspects of some peoples. It reflects what the territory or the sphere of the influence was then. The territory was formed for hunting and fishing by the small groups which had their origins in the paternal society. The borders might be mobile by mutual power-relations. The large territory consisted of small ones, whose axes were the branches of the river flowing in the whole big territory.

It is exactly such accurate geographical knowledges concerned with each territory of Siberian natives that contributed usefully to composing modern maps.

The Formation of the *Gekisei* 外記政

by

Yoshinori Hashimoto

The purpose of this article is to elucidate the character and the process of the formation of the *Gekisei* which was formed in the early *Heian* 平安 Era.

Hitherto the scholars have explained that the *Gekisei* was formed

in place of the *Kansei* 官政 which had declined in the *Heian* Era. But in this explanation the formation of the *Gekisei* and the start of the *Kugyochosei* 公卿聽政 in the *Gekicho* 外記序 were confused. In the thirteenth year of the *Konin* 弘仁 period the *Kugyochosei* in the *Gekicho* was separated from the *Chosei* 聽政 in the *Daijokansoshincho* 太政官曹司序 and then as an institution the *Gekisei* was formed. Its formation occurred in company with the measure which ranked the *Daijokansoshincho* next to the *Chodoin* 朝堂院 and the *Dairi* 内裏 as a place of the ceremony. And it belonged to the policy of improvement of the ceremony in the *Saga* 嵯峨 period. The historical background of the formation of the *Gekisei* (i. e. the opportunity of the formation of the *Kugyochosei* in the *Gekicho* prior to the formation of the *Gekisei*) is found in the following situation; then the service of the *Kugyos* 公卿 in the *Dairi*, which we can certify for the first time in the first year of the *Enryaku* 延暦 period, advanced remarkably.

Taking the above into account, we can and must develop the study of the political history of the early *Heian* Era.

The Hsiao-tzu 小子 in *Chin-wên* 金文 in *Hsi-chou* 西周
the structure of the government under *Hsi-chou*

by

Hideumi Kimura

The hsiao-tzu in *Chin-wên* in *Hsi-chou* is expressed variously: ① *hsiao-tzu* 小子, ② *yü hsiao-tzu* 余小子, ③ *tsung hsiao-tzu* 宗小子, ④ *hsiao-tzu mou* 小子某, ⑤ *mou hsiao-tzu mou* 某小子某, ⑥ *ta-shih hsiao-tzu mou* 大師小子某.

②, ③ and some of ① have been interpreted as literally "little child", while ④, ⑤, ⑥, and the others of ①, as the names of the government office, because *hsiao-tzu* was recorded *shu* 属 under *Ssü-ma* 司馬 *Chou-li* 周礼.

In this article, I have made an examination of these problems as to *hsiao-tzu*, and arrived at the conclusions as follows.

④ the title of those who were descended from the *Chou* dynasty.

⑤ the title of those who were descended from the subjects of the